

湯河原町景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第 16 号

湯河原町景観条例の一部を改正する条例

湯河原町景観条例（平成19年湯河原町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第16条第 7 項第11号」を「第16条第 8 項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23号）の施行の日から施行する。